**平成２１年（フ）第５７６号**
鹿児島県鹿児島市上本町13番９号
債務者　前田美佐子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第５７８号**
鹿児島県鹿児島市下田町1366番地　満吉ハイツＡ―202号
債務者　野中　　透
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第２９２号**
沖縄県浦添市牧港４丁目10番２―310号　ライオンズプラザ牧港
債務者　下地　尚美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第２９５号**
沖縄県島尻郡八重瀬町字高良２番地２　コーポ野原305号
債務者　川満真由美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第２９７号**
沖縄県那覇市首里山川町３丁目32番地２
債務者　崎山　栄二
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第１５１号**
長野県千曲市大字若宮1305番地11
債務者　先名　　武
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２１年（フ）第１６６号**
長野県上田市真田町長4450番地
債務者　小泉　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２１年（フ）第１７２号**
長野県上田市長瀬1363番地21
債務者　藤林いずみ
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２１年（フ）第２８２号**
兵庫県宝塚市泉町３番２―206号
債務者　細谷　孝治
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第２８３号**
兵庫県宝塚市泉町３番２―206号
債務者　細谷　千絵
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第３１４号**
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘５丁目15番地２、前住所大阪府池田市渋谷３丁目４番15号
債務者　山根　智秋
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第９７号**
兵庫県朝来市和田山町東谷204番地コーポ寿201号
債務者　新名恵偉子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２１年（フ）第１１３号**
山口県岩国市元町２丁目３番３―410号
債務者　前川　禎記
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２１年（フ）第９０号**
佐賀県唐津市原337番地１
債務者　田中　一嘉
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２１年（フ）第１０４号**
佐賀県唐津市和多田用尺６番２号　鍋倉アパート６号、前住所佐賀県唐津市枝去木2021番地10
債務者　坂本　義利
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２１年（フ）第１０７号**
佐賀県唐津市富士見町８番６号、前住所佐賀県唐津市相知町千束1711番地28
債務者　江頭　秀樹
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２１年（フ）第４５１号**
青森市堤町２丁目23番15号　高坂アパート222号、破産手続開始申立時の住所青森市松原２丁目13番15号
債務者　古川　光子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第９５５号**
神戸市長田区大橋町10丁目１―27―704、住民票上の住所神戸市須磨区大田町３丁目４番25―201号
債務者　竹内裕美子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部